

零石町環境基本計画

概要版

(平成22年度～平成32年度)

本計画は、平成19年6月に制定した「零石町環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として「零石町環境基本計画」を策定しました。

望ましい環境像

『環境を守り育てるまち』

すべての町民は、人と自然がいかに共生できるかを真剣に考え、先人たちが育んできた貴重な環境を後世に引き継いでいく責任があります。

自然との良い関係を保てるよう、共に環境を守る活動を通じて、安全な環境の中で自然と共に暮らせるまちを育み、未来を担う人々に伝えるようなまちづくりをめざします。

現 状

今日の環境問題は、水質汚濁や大気汚染、廃棄物の問題にとどまらず、資源エネルギーの大量消費、オゾン層の破壊、地球温暖化等の地球規模の環境問題へと大きく変貌しています。

課 題

これらの環境問題は、私たちの日常生活や通常の事業活動による環境への負荷が大きく関わっており、その解決に向けては、一人ひとりのライフスタイルや社会経済活動のあり方を見直していくことが必要です。

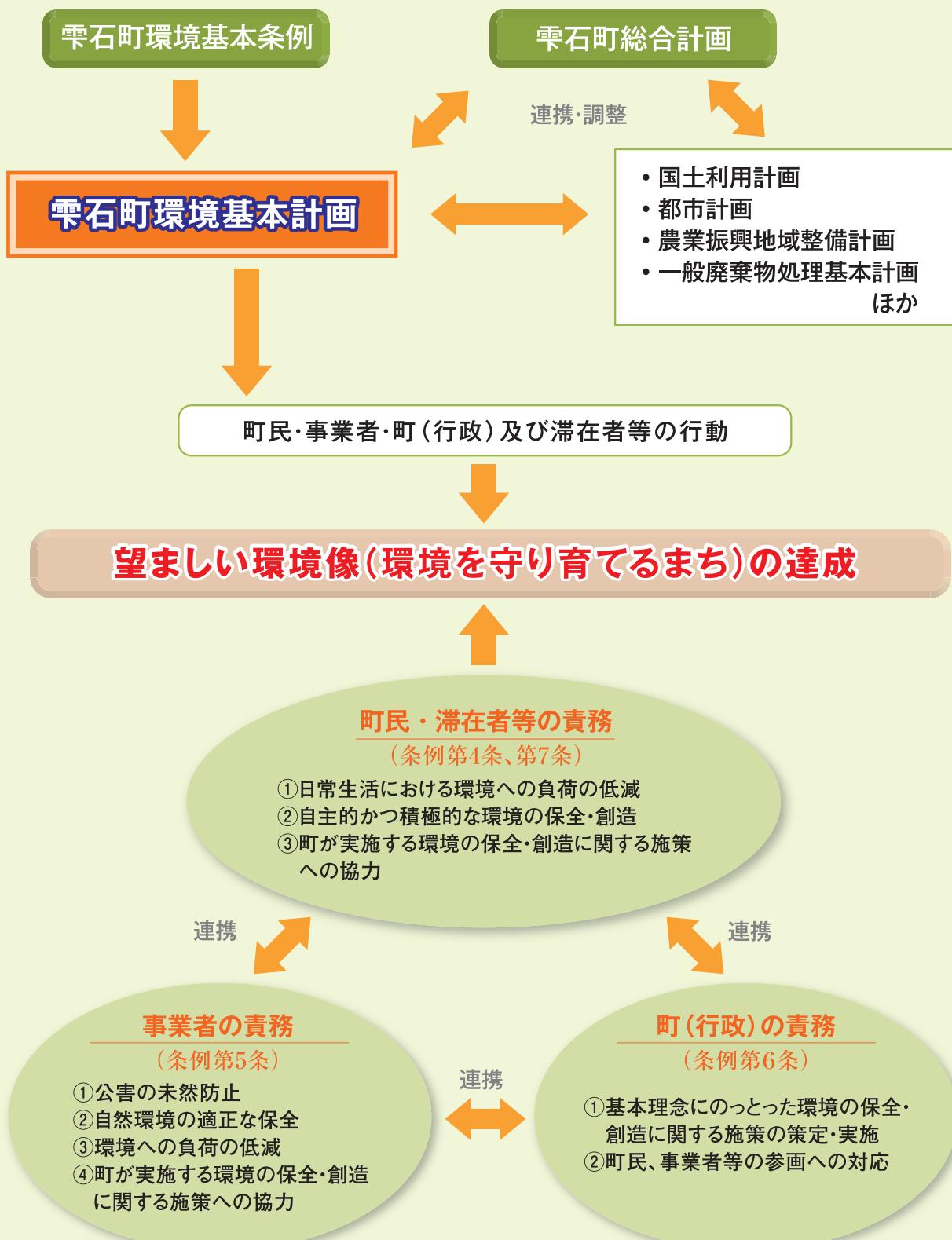
そのため

町民、事業者等から環境に関する意見や要望などのアンケート調査をし、専門家、各種団体の代表、町民で構成する環境審議会でご審議をいただき、このたび「零石町環境基本計画」をつくりました。

排出規制などは、国、県の法令などで幅広く決められています。この計画では、町民、事業者、町(行政)及び滞在者等がそれぞれの責務を自覚し、環境問題へ総合的かつ計画的な取り組みを進めていくこととしています。

平成22年7月
零 石 町

本計画は、「鬼石町環境基本条例」に基づき策定しました。また、「鬼石町総合計画」の環境分野を推進する計画でもあり、すべての個別計画・行政施策は、環境基本計画の趣旨を尊重し、環境への配慮を必要とします。



条例の第4条、第5条、第6条及び第7条では、町民、事業者、町(行政)及び滞在者等の環境保全に対する責任について明らかにしています。

計画の概要

望ましい環境像

環境を 守り育てるまち

計画推進

1. 生活環境の保全

健康で安全に暮らせるまちをめざして

- 1-1.きれいな水を守る
- 1-2.良好な生活環境を守る
- 1-3.安全な環境を守る

2. 自然環境の保全

豊かな自然と共に生きるまちをめざして

- 2-1.多様な野生生物を守る
- 2-2.森林・里山を守る
- 2-3.水辺を守る
- 2-4.農地を守る

3. 快適環境の保全と創造

うるおいのあるまちをめざして

- 3-1.まちの景観の創造を進める
- 3-2.歴史・文化を伝える
- 3-3.人がやすらげるまちづくりを進める

5. 環境保全への取り組み

環境への意識の高いまちをめざして

- 5-1.環境に関する意識・知識を高める
- 5-2.環境情報を共有する
- 5-3.環境保全のための仕組みをつくる

町 民

事 業 者

町(行政)

滞 在 者 等

“望ましい環境像”的「環境を守り育てるまち」を目指し、町民、事業者、町(行政)及び滞在者等が連携して、それぞれ環境に対する地域づくりの主体として、五つの基本目標を達成するための取り組みを進めます。皆さまのご協力をお願いします。

望ましい環境像「環境を守り育てるまち」の実現のための5つ基本目標ごとに、町民、事業者、町（行政）の主な取り組みの具体例の一部を次に示します。

«基本目標1»

健康で安全に暮らせるまちをめざして（生活環境の保全）

○きれいな水を守る

- 汚水処理施設等の整備、排水処理施設の適切な維持管理をします。
- 廃油や調理屑を流さないよう努めます。

○良好な生活環境を守る

- 夜間騒音など近隣の迷惑にならないようにします。
- 業務用施設、空調、ボイラーなどの維持管理は適切に行い、近隣住民の生活時間帯に配慮した作業に努めます。

○安全な環境を守る

- 有害化学物質の使用と処理は適切に行います。
- 化学肥料や除草剤、殺虫剤等の適正な使用に努めます。

«基本目標2»

豊かな自然と共に生きるまちをめざして（自然環境の保全）

○多様な野生生物を守る

- 開発や事業活動では生態系や水環境への影響を最小限に抑えるよう配慮します。
- 動植物をむやみに捕獲・採集・持ち帰りをしないようにします。

○森林・里山を守る

- 里山の再生、森林の適正な管理に努めます。
- 間伐材の使用拡大、特用林産物の生産に取り組みます。

○水辺を守る

- 河川にごみを捨てたり、汚さないように努めます。
- 水辺環境に配慮した工事の実施に努めます。
- 河川の美化活動に参加します。

○農地を守る

- 休耕地の有効活用、有機農法、減農薬農法など環境保全型農業を進めます。
- 地元産農産物の消費拡大を図り、農業体験などに積極的に参加します。

«基本目標3»

うるおいのあるまちをめざして（快適環境の保全と創造）

○まちの景観の創造を進める

- 敷地内の緑を増やすとともに、公園など身近な緑を守ります。
- 環境美化を目指し、地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加します。

○歴史・文化を伝える

- 歴史的・文化的資源に誇りを持ち、保全と伝承に協力します。
- 地域の郷土芸能や祭りに積極的に参加します。
- 民俗芸能の後継者育成と伝承に努めます。

○人がやすらげるまちづくりを進める

- 敷地内の緑と花を増やします。
- 公園等の維持管理に協力します。



«基本目標4»

環境負荷の少ないまちをめざして（循環型社会の構築）

○ごみの発生を減らす

- 梱包や包装はできるだけ簡素化、マイバッグを持参など
廃棄物の削減・資源化の取り組みをします。



○リサイクルを推進する

- 分別やりサイクルなどを積極的に行い、廃棄物の排出抑制に努めます。

○ごみの適正処理を推進する

- ごみはルールを守って、きちんと分別して出します。
- 廃棄物は、排出者責任の原則に従い、適正な処理を行います。



○地球温暖化を防ぐ

- 公共交通機関、自転車、歩行による移動を心がけます。
- 太陽熱給湯設備、太陽光発電、木質バイオマスなど自然エネルギーの活用に心がけます。
- グリーン購入、エコカーの導入を進めます。

«基本目標5»

環境への意識の高いまちをめざして（環境保全への取り組み）

○環境に関する意識・知識を高める

- 環境学習の講習会やイベントなどに積極的に参加します。

○環境情報を共有する

- 環境問題について、正しい知識を深め、環境家計簿などを付けます。
- 事業所の環境情報を積極的に公表するよう努めます。

○環境保全のための仕組みをつくる

- 地域コミュニティと連携して、環境保全活動を推進します。

環境配慮指針

国では、「環境基本法」や「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づいて環境基準を定め、この環境基準を維持するために、大気汚染防止法、水質汚濁防止法や騒音規制法などで工場等からの排出規制をしています。また、岩手県では、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定して、さらに厳しい規制をしています。

さらに、道路、ダム事業など、規模が大きい開発事業については、環境配慮を行う手続として「環境影響評価法」が制定されています。また、岩手県では、「岩手県環境影響評価条例」を制定し、さらに規模の小さい事業等にも手続きを義務付けています。

ここに示す環境配慮指針は、本計画の望ましい環境像を実現するため、事業者自ら環境保全に向けた取り組みを率先して実行していくための行動指針として、環境に配慮すべき事項を事業者別、開発事業別に分けて示しています。

○事業者別配慮指針

1. 農林業

環境保全型農業の実践・農業系ごみの適正処理・農地等の有効活用

2. 建設業

環境に配慮した建築物・環境負荷の少ない建築資材の活用・

工事に伴う公害の防止・工事に伴う廃棄物の適正処理

3. 製造業

製造工程における環境配慮・公害の未然防止・廃棄物の適正管理

4. 流通・運輸業

省エネルギー対策・公害の防止

5. ホテル・旅館業

省エネルギー対策・周辺環境への配慮

6. 小売・飲食店

省エネルギー対策・周辺環境への配慮

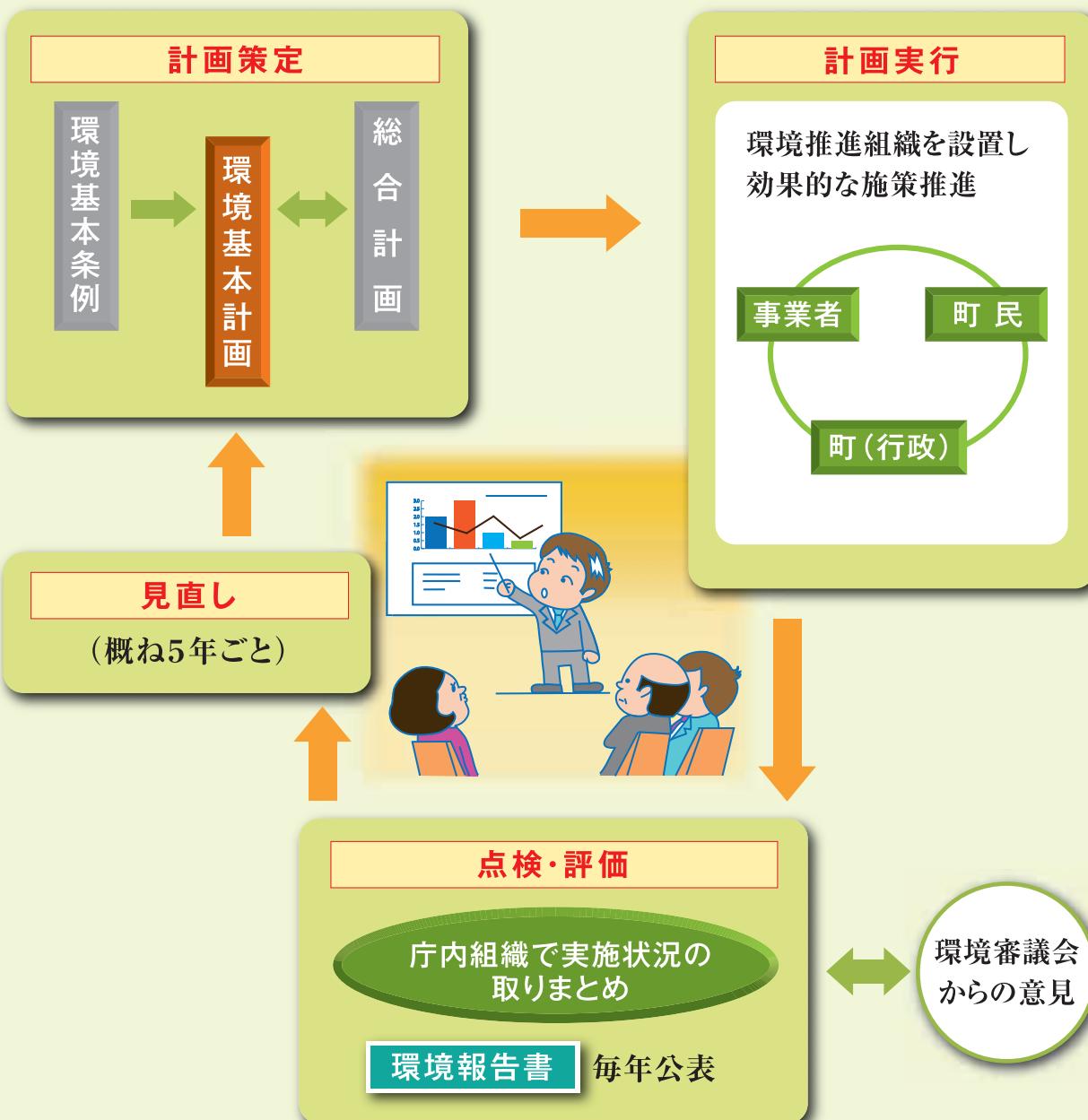
○開発事業別配慮指針

環境への影響が最も大きいとされる各種開発事業に関しては、計画の早い段階から環境への自主的、積極的な配慮が望まれます。

計画の推進

推進体制

町民・事業者・町(行政)などの各主体がお互いの役割を理解し、自発的に行動します。また、地域組織や住民活動団体・NPOなどとの連携を進めます。



進行管理

施策や取り組みの進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を継続的に見直し、計画を着実に推進していきます。

また、その状況を環境報告書として、毎年、公表します。